

議案第29号

教育長の臨時代理による事務の承認について

(旧市立平作小学校解体工事請負契約の締結議案の提出)

旧市立平作小学校解体工事請負契約の締結議案の提出について、教育長に委任する事務等に関する規則第3条第2項の規定により、臨時に事務を代理したので承認されたい。

令和元年6月27日提出

横須賀市教育委員会

教育長 新 倉 聡

旧市立平作小学校解体工事請負契約の締結について

旧市立平作小学校解体工事の執行のため、次のとおり工事請負契約を締結する。

- | | | |
|---|---------|--|
| 1 | 工 事 名 | 旧市立平作小学校解体工事 |
| 2 | 工 事 場 所 | 横須賀市平作5丁目28番10号 |
| 3 | 請負代金額 | 324,557,640円 |
| 4 | 請 負 者 | 横須賀市上町3丁目34番地
練武建設株式会社
代表取締役 富 所 練太郎 |

(提案理由)

議会の議決に付すべき契約に関する条例第2条の規定により提出する。

(参照)

教育長に委任する事務等に関する規則抜粋

(委任の範囲)

第2条 教育委員会は次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

(中略)

(4) 法第29条の規定により教育予算その他議会の議決を経るべき議案について意見を申し出ること

(5号以下略)

(教育長の臨時代理)

第3条 教育長は、緊急やむを得ない事情が生じた場合は、前条各号に掲げる事項について、臨時にこれを代理することができる。

2 教育長は、前項の規定により、臨時に事務を代理したときは、直近の教育委員会会議に報告し、その承認を得なければならない。

議会の議決に付すべき契約に関する条例抜粋

(議決事項)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第2項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格2億円以上の工事又は製造の請負とする。

工 事 概 要

- 1 工 事 名 旧市立平作小学校解体工事
- 2 工事場所 横須賀市平作5丁目28番10号
- 3 工事概要 本工事は、（仮称）横須賀市学校給食センターの整備に先立ち、旧市立平作小学校の校舎、体育館、プール等を解体する工事である。

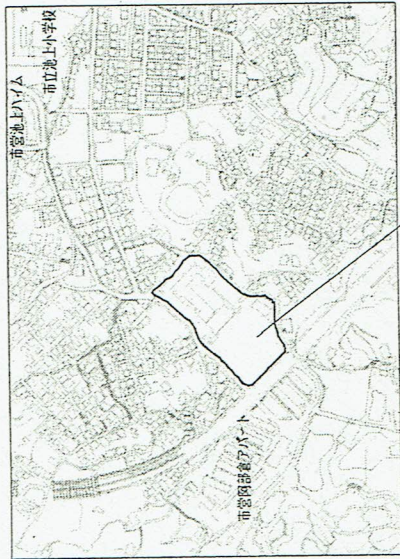
本工事の解体施設の内訳は、次のとおりである。

施 設	構 造	階 数	備 考
第1期校舎	鉄筋コンクリート造	3階建て	石綿含有仕上塗材及び吹付石綿除去工事を含む。
第2期校舎	鉄筋コンクリート造	3階建て	石綿含有仕上塗材除去工事を含む。
第3期校舎	鉄筋コンクリート造	3階建て	石綿含有仕上塗材除去工事を含む。
体 育 館	鉄骨造	2階建て	
プ ー ル	鉄筋コンクリート造 及びコンクリートブロック造	平家建て	
体 育 倉 庫	鉄骨造	平家建て	
焼 窯 庫	鉄筋コンクリート造	平家建て	石綿含有仕上塗材除去工事を含む。

飼育小屋	木造	平屋建て	
その他			プロパン庫・キュービクル・ゴミ置場・防災倉庫・物置等

備考 電気設備撤去及び機械設備撤去を含む。

- 4 面積 敷地面積 14,984.34平方メートル
延床面積 5,988.13平方メートル
- 5 工期 本契約締結の日から令和2年2月25日まで

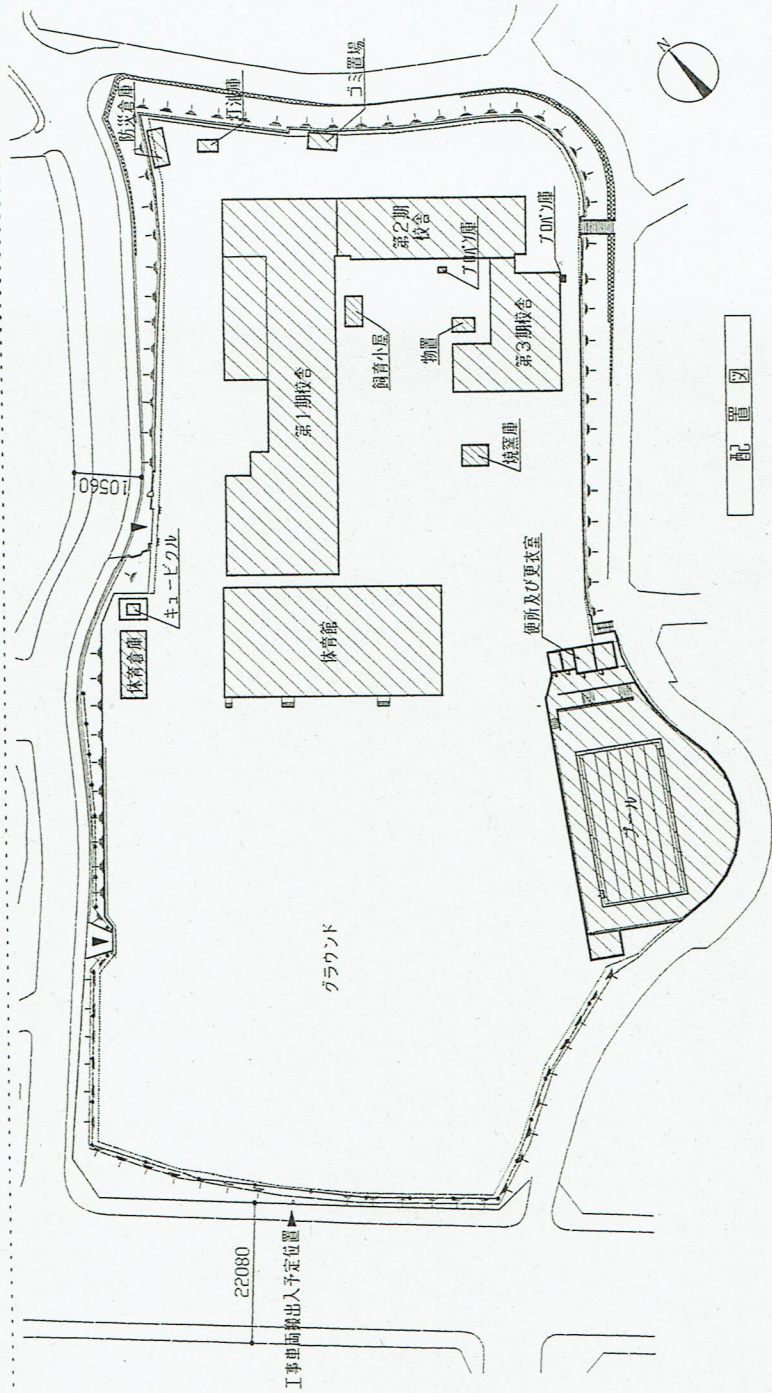


工事場所：旧市立平作小学校
地番：旧市立平作5-28-10

案内図

工事概要

- ・第1期校舎 解体（鉄筋コンクリート造 3階建て）
- ・第2期校舎 解体（鉄筋コンクリート造 3階建て）
- ・第3期校舎 解体（鉄筋コンクリート造 3階建て）
- ・体育館 解体（鉄骨造 2階建て）
- ・プール 解体（鉄筋コンクリート造・コンクリートブロック造 便所及び更衣室 平家建て）
- ・体育倉庫 解体（鉄骨造 平家建て）
- ・焼窯庫 解体（鉄筋コンクリート造 平家建て）
- ・飼育小屋 解体（木造 平家建て）
- ・その他 解体（アバン庫・キュービクル・ゴミ置場・防災倉庫・物置等）
- ・電気設備撤去及び機械設備撤去を含む



配置図

